

工事を受注された皆様へ！

徳島県土木工事共通仕様書(平成28年7月)に規定しているトラック(クレーン装置付)における上空施設への接触事故防止装置付き車両の使用原則化について、経過措置期間を延長します。

●経過措置期間(今回改定)

令和3年度末まで延長

※経過措置期間においても接触事故防止装置付きのトラック(クレーン装置付)の使用に努めてください。

●原則化の内容(平成29年4月以降)

(1)対象工事

徳島県県土整備部が発注する土木工事において、工事現場や資材置場等でトラック(クレーン装置付)を使用する工事

(2)使用が原則化される装置(トラック(クレーン装置付)が対象)

これまで以下の①及び②の装置を原則使用することとしていたが、①又は②の装置を原則使用することに見直します。

- ①ブームの格納忘れを防止(警報)する装置
- ②ブームの高さを制限する装置

(3)工事成績における評価(経過措置期間中)

接触事故防止装置付きのトラック(クレーン装置付)を使用し、事故を防止した工事については、使用報告書(様式あり)を監督員に提出した場合、工事成績において評価されます。

●(参考)接触事故防止装置付き車両の使用率

①ブームの格納忘れを防止(警報)する装置

119件中107件が使用(使用率90%)

②ブームの高さを制限する装置

119件中24件が使用(使用率20%)

⇒使用率(①又は②のどちらか一方を使用している)は、92%

※調査対象工事:令和2年10月~12月の間にトラック(クレーン装置付)を使用した工事